

## 契約結果調書

件名	瀬戸市地域包括支援センター運営（陶原・長根連区）		
契約日	令和 8年 4月 1日		
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日 まで（365日間）		
履行場所	瀬戸市 陶原・長根連区		
予定価格	事後公表 18,127,200 円（見積書比較価格 18,127,200 円）		
契約金額	別紙明細書のとおり		
受注者	20025945-0 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会 愛知県瀬戸市川端町1-31		
契約の相手方とした理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。（詳細は別紙のとおり）		
契約区分	単価契約（単価契約）	分類業務区分	その他委託
契約方法	随意契約2号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）		
業種	その他の業務委託等		
担当課	高齢者福祉課		
契約内容	(1) 第1号介護予防支援事業（介護保険法第115条の45第1項第1号） (2) 包括的支援事業 (3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（介護保険法第115条の46第7項） (4) 地域ケア会議の実施（介護保険法第115条の48第1項） (5) 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第2項第5号） (6) 任意事業（介護保険法第115条の45第3項）		
備考	別紙明細書の単価については、契約単価、数量については、発注予定数量を表す。		

当初受付番号 8-000129

契約番号 8-080312-0

**【業者選定理由】**

本市では、第9期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画～やすらぎプラン2024～（令和6年度～令和8年度）において、地域包括支援センターの運営は、基本目標4「つながり支えあい、尊厳を持って暮らせる地域社会の実現」に位置付けられています。

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアの実現に向け、その地域包括ケアシステムの基盤を支える機関として、市町村が設置しています。

地域包括支援センターの運営等については、有識者・医師会・自治会等の地縁組織・介護保険の被保険者等から組織された「地域包括支援センター運営協議会」において、地域包括支援センターの活動報告等を受けて運営の評価を行っています。この協議会から地域包括支援センターが継続して地域に関わっていくこと（信頼関係の構築）の重要性を指摘されているところであり、地域包括支援センターの前身の相談窓口である「在宅介護支援センター」を地域包括支援センターに変更してよいという国の指針に基づき、地域包括支援センター運営協議会において、適切に地域包括支援センターを運営できるか審議し、現在の地域包括支援センターを運営しています。

地域包括支援センターは、介護保険法により、市町村において地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とすると定義されており、その業務とは、包括的支援事業（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）等を適切、公正、中立かつ効率的に実施することであり、地域の方からの介護保険に関する相談対応に加え、厚生労働省の定める「これからの地域づくり戦略」（平成31年4月）において、地域課題の把握、地域資源の開発及び長期に渡るその地域独自の困難案件に対して、関係機関が「顔の見える関係」において対応することが示される等、長年の経験や地域との信頼関係・連携関係のもと業務遂行にあたるのが不可欠となっております。

また、本業務の仕様書には様々な要件が記載されており、特に「仕様書3建物設備等」に「担当圏域内に、運営に必要な広さの事務所を設置すること」、「仕様書4業務日等」に「緊急時の対応に備え、24時間連絡が可能な体制を確保すること」及び「保健師」「社会福祉士」「主任介護専門員」の3専門職種を配置すること等を記載しており、これらの要件を備えているのは、担当圏域（陶原・長根連区）に事務所（やすらぎ会館内）を設けている社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会であり、他の法人等では、業務遂行が困難だと判断されるものです。